国際旅客運送事業開始・休止・廃止届出書の記載要領

1　この届出書は、国際観光旅客税法第 19 条《税務署長に対する国際旅客運送事業の開廃等の届出》第１項に規定する国際旅客運送事業を開始しようとする場合、及び同条第２項に規定する開始の届出をした国際旅客運送事業を休止又は廃止する場合に提出するものです。

2　各欄は、様式の注意書きによるほか、次により記載してください。

⑴　「住所又は居所」欄には、届出者の住所又は居所（届出者が国内に本店又は主たる事務所を有する法人（以下「内国法人」といいます。）の場合には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地、内国法人以外の場合には、国外の本店又は主たる事務所の所在地）を記載してください。

⑵　「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、届出者が個人の場合は氏名を記載し、また、法人の場合は、名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載してください。

⑶　「個人番号又は法人番号」欄には、届出者が個人の場合は個人番号を、また、法人の場合は、法人番号を記載してください。

⑷　「納税地」欄には、次により記載してください。

イ　内国法人　本店又は主たる事務所の所在地

ロ　内国法人以外　国内に有する事務所等の所在地（事務所等が２以上ある場合には、主たるものの所在地）

ハ　国内に住所を有する個人事業者　住所地

ニ　国内に住所を有せず居所を有する個人事業者　居所地

ホ　国内に住所及び居所を有せず国内に事務所等を有する個人事業者　その事務所等の所在地（事務所等が２以上ある場合には、主たるものの所在地）

（注）　国際観光旅客税法第８条《個人である国内事業者の納税地の特例》及び同第 10 条《国内事業者の納税地の指定》の適用がある場合には、当該適用のある納税地を記載してください。

⑸　平成 31 年１月７日において現に国際旅客運送事業を営んでいる場合は、「国際旅客運送事業を開始した日又はその開始予定日」欄に、平成 31 年１月７日と記載してください。

⑹　「休止、廃止の年月日・期間」欄には、休止届出書として提出する場合は「(休止期間)」欄に休止期間を、廃止届出書として提出する場合は「(廃止年月日)」欄に廃止年月日を記載してください。

また、廃止届出書として提出する場合は、廃止の区分を「(廃止年月日)」欄の□欄のいずれかにレ点を付してください。両方に該当する場合には、「国際旅客運送事業の廃止」にのみレ点を付してください。

なお、「国内にある事務所等の廃止」にレ点を付した場合は、納税地（国際旅客運送事業に係る国際観光旅客等が本邦から出国する出入国港の所在地）を所轄する税関長に「国際旅客運送事業開始届出書（税関提出用)」を提出する必要があります。

⑺　「休止、廃止の理由」欄には、休止又は廃止の理由を記載してください。

⑻　「国際旅客運送事業において使用する出入国港」欄には、国際旅客運送事業において使用する出入国港の所在地及び名称を記載してください。

なお、出入国港の名称は、別表「出入国港コード一覧」に記載の出入国港の名称を参照し、「●●空港（飛行場)」や「●●港」のように記載してください。

また、「出入国港コード一覧」に該当する出入国港がない場合には、把握している名称及び所在地を記載してください。

⑼　「参考事項」欄には、その他参考となる事項を記載してください。